

安城市準用河川占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

安城市長 三星元人

安城市条例第24号

安城市準用河川占用料条例の一部を改正する条例

安城市準用河川占用料条例（平成12年安城市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表柱類及び線類の項中「950」を「990」に、「850」を「880」に、

「

85
----

」を「

88
----

」に改め、同表管類の項中「

3
5

」

「

6
1

」を「

37
53

」に、「77」を「79」に、「100」を「110」に、

「150」を「160」に、「200」を「210」に、「360」を「370」に、「510」を「530」に、「1,000」を「1,100」に改め、同表橋りょうその他の河川区域を占用するものの項中「0.0464」を「0.0441」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。